

令和8年度 諫早市小長井地域新生活支援補助金

小長井地域で

新生活



はじめる方を支援します！

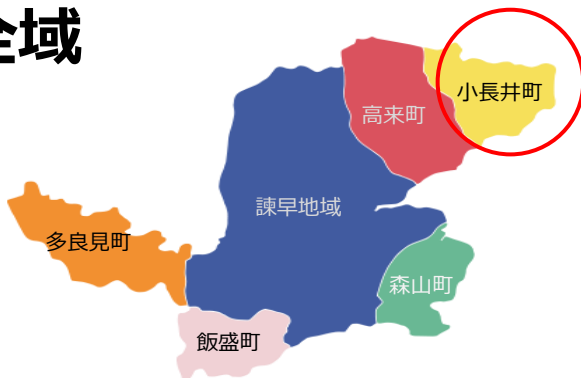
最大

200万円

予算の上限に達した場合は、早期に申請受付を締め切る場合があります

□ 対象地域

小長井町 全域



□ 対象経費

引越費用

引越業者または
運送業者に
支払った費用

+

住居費用

住宅取得費
リフォーム費
住宅賃借費等

※支払期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払われたもの

申請
期限

令和9年3月31日(水)まで

必ず事前
にご相談ください

問合せ
先

諫早市 移住定住推進課（本館7階）

諫早市東小路町7-1

TEL：0957-22-1500

E-mail：iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

諫早市小長井地域
新生活支援補助金

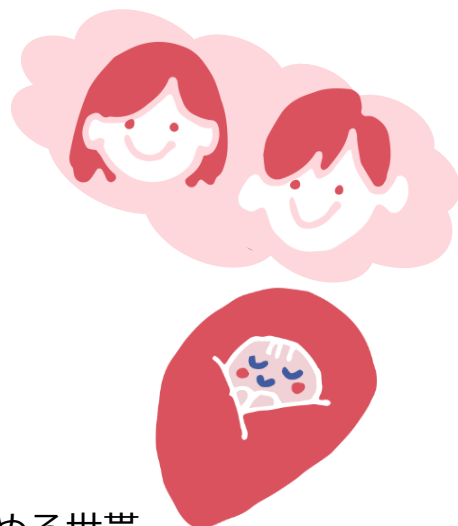


□ 対象世帯

※①②③いずれも小長井地域へ5年以上の継続した居住が必要です。

① 夫婦世帯

夫婦の合計年齢が80歳以下かつ、夫婦双方または一方が転入前に1年以上小長井地域外に居住しており令和8年1月1日以降に新たに小長井地域で生活を始める世帯



② 子育て世帯

高校生以下の子がいる世帯で父母双方、または一方が転入前に1年以上小長井地域外に居住しており令和8年1月1日以降に新たに小長井地域で生活を始める世帯

※夫婦（父母）の双方が小長井地域内に居住している場合は①②ともに**新婚世帯**に限り補助の対象となります

（新婚世帯 = 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦のこと）

③ その他の世帯

①②以外の世帯で、転入前に1年以上小長井地域外に居住しており、令和8年1月1日以降に新たに小長井地域で生活を始める世帯。
世帯員の1名以上が就業していること。単身での転入・転居も対象。

□ 補助上限額

① 夫婦世帯 150万円（市内から小長井地域に転入の場合は75万円）

② 子育て世帯 200万円（市内から小長井地域に転入の場合は100万円）

※夫婦（父母）の双方が小長井地域内に居住している新婚世帯の場合は①②ともに50万円

※①②のうち夫婦双方の婚姻日における年齢が29歳以下かつ世帯の所得が500万円未満である新婚世帯については、小長井地域内60万円。

③ その他の世帯 20万円（市内から小長井地域に転入の場合は10万円）

補助上限額整理表

| 対象世帯 | | 市外→小長井地域 | 市内→小長井地域 | 小長井地域内在住 |
|----------------------------------|-------|----------|----------|----------|
| ① 夫婦世帯 | | 150万円 | 75万円 | 50万円 |
| ② 子育て世帯 | | 200万円 | 100万円 | ※新婚世帯のみ |
| ③ その他の世帯 （①②以外の世帯） | | 20万円 | 10万円 | - |
| 新婚世帯 | 夫婦世帯 | 150万円 | 75万円 | 60万円 |
| ※夫婦ともに29歳以下 かつ 世帯所得500万円未満 | 子育て世帯 | 200万円 | 100万円 | |

必要書類

| 共通で必要となる書類 | | 備考・入手先等 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 諫早市小長井地域新生活支援補助金交付申請書 (様式第1号) | 様式は市ホームページに掲載 |
| <input type="checkbox"/> | 戸籍謄本 | 本籍地の市役所・役場 |
| <input type="checkbox"/> | 世帯全員の住民票（住民票謄本） ※マイナンバーの記載のないもの | 本館1階 市民窓口課または 各支所・出張所 |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦双方の市税等の完納証明書 | 各年の1月1日時点の住所地で取得 諫早市の場合：3階債権管理課 |
| <input type="checkbox"/> | 住宅取得費、住宅賃借費、引越費用、リフォーム費、 に係る領収書等の写し | 引き落としの場合は、通帳の写し等支 払いの確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> | 転出元の住民票の除票、戸籍の附票 | 転出元での在住期間を確認します |
| ♥ 新婚世帯の場合のみ提出 ♥ | | |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦双方の所得証明書 | 令和8年1月1日時点の住所地で取得 諫早市の場合：3階市民税課 |
| <input type="checkbox"/> | 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し (現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。) | 奨学金返還証明書等の発行について、 詳しくは返済先へご確認ください |
| ★ その他の世帯の場合のみ提出 ★ | | |
| <input type="checkbox"/> | 就業証明書（様式第3号）またはこれに準ずる書類 | 様式は市ホームページに掲載 |
| 〈申請区分別〉 | | |
| <input type="checkbox"/> | 住宅取得 売買契約書または工事請負契約書のコピー | 契約した不動産会社や工事請負業者等 |
| <input type="checkbox"/> | リフォーム リフォームに係る見積書または工事請負契 約書等のコピー及び改修に要した経費の 内訳が確認できる書類 | |
| <input type="checkbox"/> | ※市内業者に 限ります リフォーム工事前後の状況が確認できる 位置図及び写真 | |
| <input type="checkbox"/> | 住宅賃借 賃貸借契約書のコピー | 様式は市ホームページに掲載 |
| <input type="checkbox"/> | 住宅手当支給証明書（様式第2号） ※給与所得者全員分 (住宅手当の支給がない場合も提出が必要) | |

※引越前の自治体や就業先から取り寄せる書類があります。

※対象とならない費用もありますので、申請の前に必ずご相談ください。

※上記書類以外にも、別途書類を提出いただく場合があります。



新婚世帯の方には、申請にあたって

①動画の視聴

②アンケートの回答

をお願いしています。



新婚世帯とは...

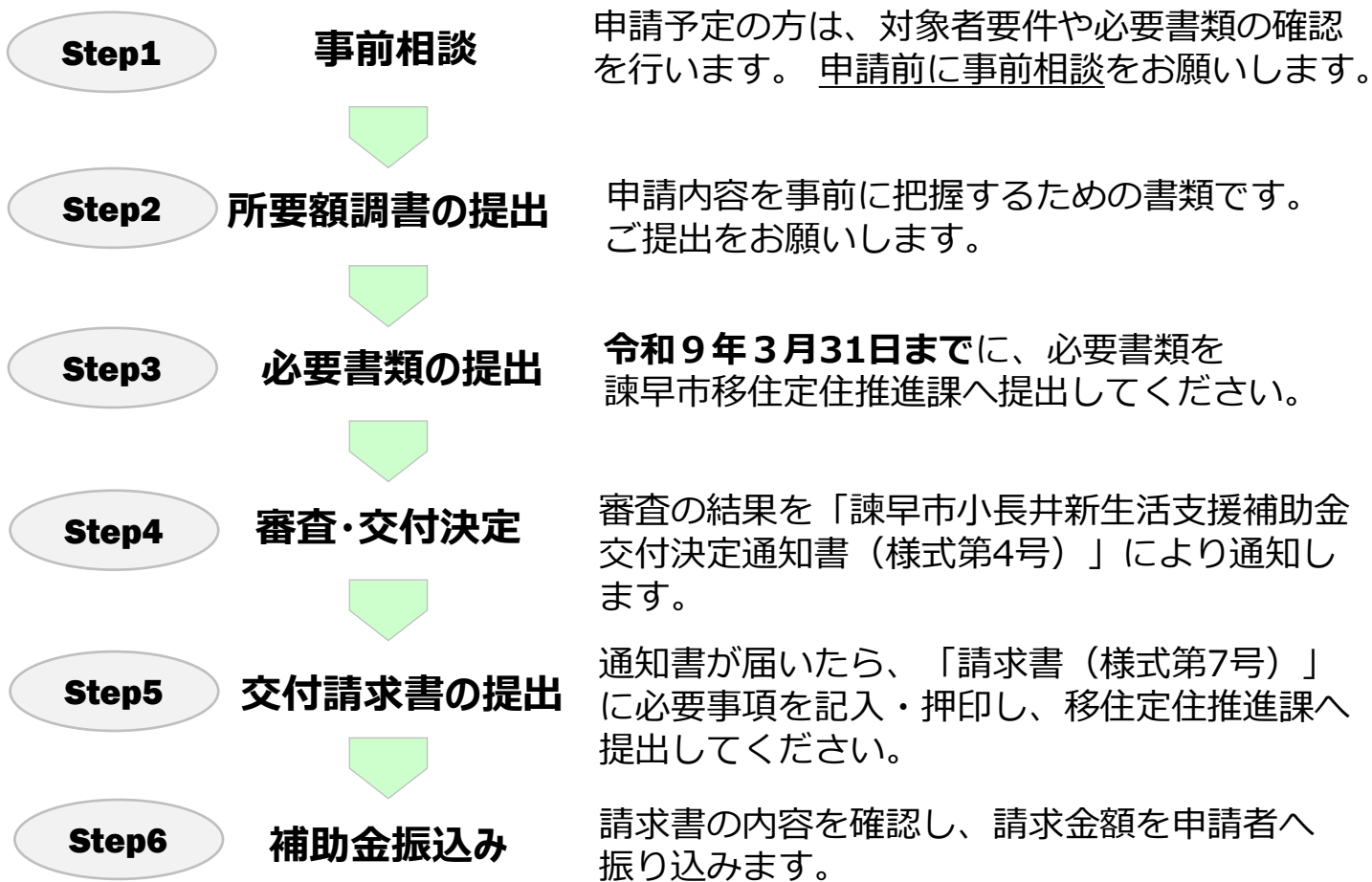
お早目のご相談・所要額調書の提出をお願いします

令和8年1月1日以降に婚姻届けを提出し受理された夫婦のこと

※婚姻届提出時のご年齢や世帯所得により、ご提出いただく書類が異なります。

令和8年度 諫早市小長井地域新生活支援補助金

申請から補助金交付までの流れ



補助金の返還について

補助金の支給を受けた方で、下記に該当した場合は、一括での補助金の返還が必要です。

○虚偽・不正な手段により補助金の交付を受けた場合

○申請時の住居から5年以内に生活の本拠を異動した場合

ご注意ください 他の補助金との併給について

国や県の補助金を申し込まれている場合は、新生活支援補助金の対象外となる可能性があります。まずはお問い合わせください。



「申請できるか詳しく知りたい！」
「引っ越し先は対象地域？」など
お気軽にお問い合わせください。



問合せ先

諫早市 移住定住推進課（本館7階）
諫早市東小路町7-1 TEL：0957-22-1500
E-mail：iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

